

阿久根市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 14 日

阿久根市長 西 平 良 将

阿久根市規則第25号

阿久根市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

阿久根市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（令和 3 年阿久根市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式（裏）中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

別記第 8 号様式中

「 2 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害者サービス受給者証及び医療保険の被保険者証を添えて、指定療養介護事業者に提示してください。 」

を

「 2 療養介護を受けようとするときは、電子資格確認等により被保険者及び被扶養者の確認を受けた上、この証を指定療養介護事業者に提示してください。 」

に改める。

別記第 9 号様式（裏）中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改める。

別記第19号様式中

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第51条の17第1項の規定により、計画相談支援給付費の支給について、次のとおり取り消したので通知します。 」

を

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律第51条の17第1項の規定により、計画相談支援給付費の支給について、次のとおり取り消したので通知します。 」

に改める。

別記第20号様式中

制 度	受給者証番号・被保険者証番号
①	

を

制 度	受給者証番号・被保険者番号
①	

に、

制 度	受給者証番号・被保険者証番号

を

制 度	受給者証番号・被保険者番号

に改める。

別記第23号様式中

「 年 月 日付けで申請のありました（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費 基準該当療養介護医療費）の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（第30条・第35条・第51条の15・第71条）の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。 」

を

「 年 月 日付けで申請のありました（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費 基準該当療養介護医療費）の支給について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第30条・第35条・第51条の15・第71条）の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。 」

に改める。

別記第34号様式中

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第57条第1項の規定により、自立支援医療費（更生医療・育成医療）に係る支給認定を下記のとおり取り消しましたので通知します。 」

を

「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項の規定により、自立支援医療費（更生医療・育成医療）に係る支給認定を下記のとおり取り消しましたので通知します。 」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。